

第1回小牧市総合計画審議会【資料6】

第6次小牧市総合計画審議会部会設置要綱

平成25年8月7日
25小市政第184号

(設置)

第1条 小牧市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の審議事項のうち、第6次小牧市総合計画基本計画に関し必要な調査及び研究を行うため、第6次小牧市総合計画審議会部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、その所掌事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| | |
|------|--|
| 第1部会 | 安全・環境、産業・交流及び都市基盤に関する事項について必要な調査及び研究を行うこと。 |
| 第2部会 | 保健・福祉、教育・子育て及び文化・スポーツに関する事項について必要な調査及び研究を行うこと。 |

(組織等)

第3条 部会は、小牧市総合計画審議会条例（昭和38年小牧市条例第37号。以下「条例」という。）第3条に規定する委員（条例第4条に規定する会長（以下「会長」という。）を除く。以下「委員」という。）で組織する。

2 委員が所属する部会は、会長が指定する。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。

(審議会への報告)

第5条 部会長は、部会における調査及び研究の状況及び結果を会長に報告するものとする。

(解散)

第6条 各部会は、それぞれの担当分野に関する調査及び研究が終了し、前条に規定する報告を終えたときは、解散するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月2日から施行する。
- 2 この要綱は、第6条に規定する全部会の解散をもって、その効力を失う。